

■維持管理計画■

1. 維持管理の基本的事項

- ① 事業者名: 株式会社 ジェネックス 代表取締役 杉山 尚
- ② 施設の設置場所: 北杜市須玉町若神子西林 3958 番 1,3959 番
- ③ 保守点検責任者: 株式会社 ジェネックス 再エネ維持管理 G
- ④ 事業区域の面積及び発電出力(合計出力):3,903 m<sup>2</sup> 233.10kW(389.36kW)
- ⑤ 運転開始年月日: 2026 年 6 月 9 日
- ⑥ 維持管理の内容

○施設全般

- ・定期的な点検により、不具合を確認した場合は、直ちに修繕等を行い、施設が正常に運転されている状態を維持する。
- ・遠隔監視装置等による監視を行うとともに、地元専門業者と業務委託契約を結び、異常が発生した場合には直ちに対応できる体制を整備する。

○太陽光発電設備

- ・運転に支障が生じるような変形がないこと、強風等による施設の損壊、飛散を未然に防止するため、破損や固定部に緩みがないことを確認し、施設を適正に管理する。

○付帯施設

- ・排水設備、調整池のコンクリート等構造物に亀裂、沈下など、ゴミのつまりや土砂の堆積を除去し、施設が正常に機能する状態を維持する。
- ・排水計画外からの流入または計画外への流出等がなく、適正な排水状態を維持する。
- ・擁壁・法面に亀裂や崩れがないか巡視を行い、必要に応じ修繕等を実施する。

○事業区域

- ・雑草が繁茂しないよう草刈を行い、ゴミの散乱がないよう事業区域内を清潔に保つ。
- ・土地の形質が変化(地割れ・陥没・崩れ・洗堀・水みちなど)していないか、事業区域内及び周辺の巡回を実施し、必要に応じ修繕等を実施する。

▼維持管理の実施体制▼

